

まも まも けんり 守る・守られる権利

みんなにとって興正学園は心も体も安全で安心して生活できる場所
でなくてはなりません。だから、みんなのプライバシーは大切に守られ、
そしてあらゆる種類の暴力から守られなければなりません。

それなのに、興正学園の生活の中でこんなことで困ったり悩んだりして
いませんか？

せんせい ともだち たた
先生や友達にいつも叩かれたり
けら
蹴られたりする。

つら
とっても辛かったり、
いた ばつ
痛い罰を
あた
与えられる。

からだ さわ
体を触られたり
いやらしいことを
い
言われたりする。

せんせい ともだち
先生や友達からばかにされたり、
むし
無視されたりする。



へや
だまって部屋に
はい つくえ なか
入られたり、机の中
なか
やかばんの中を
み
見られる。

かっ てがみ
勝手に手紙を
み
見られたり、
けいたい でんわ
携帯電話をい
じられる。

じぶん たいせつ
自分の大切な
ひみつ たにん
秘密を他人に
はな
話される。

さんか けんり 参加する権利

みんなは、自分の思ったことや考えたことを自由にいうことができ、そ
れを尊重される権利があります。だから、興正学園はみんなの意見が
大切にされ、いつでも自由に相談できる場所であってはいけません。

それなのに、興正学園の生活の中でこんなことで困ったり悩んだりして
いませんか？

じぶん おも いけん
自分の思いや意見を
き
聞いてもらえない。

じぶん きぼう
自分の希望や
ねが
願いがかなえ
られない。

じぶん
自分がすることや
さんか
参加する所につい
ところ
て、必要な情報を
ひつよう じょうほう
おし
教えてもらえない。

いや さぎょう ぎょうじ むり
嫌な作業や行事に無理
つ
やり連れて行かれる。

じぶん さんか
自分が参加したい
ばしょ りゆう
場所に理由なく
い
行かせてもらえない。



知る権利

みんなは自分で知りたいことや疑問に思ったことがあったときに、知ることができる権利があります。興正学園は、こういったみんなの知りたいことを自由に聞けて、いろいろな情報や考え方を得ることが出来る場所ではなくはいけません。

それなのに、興正学園の生活の中でこんなことで困ったり悩んだりしていませんか？

どうして自分が施設で生活しているのかを教えてもらえない。

自分の親のことや家族のことについて教えてもらえない。

どうして駄目なのかの理由をちゃんと教えてもらえない。

先生が自分にとって必要だと思っていることをきちんと説明してくれない。

見たいTVや読みたい本を理由なく禁止される。

豊かに育つ権利

みんなは遊んだり・学んだり、スポーツをしたり、好きな音楽を聴いたり、本を読んだり映画を楽しんだり、自由に過ごす権利があります。こういった活動が自分の力を伸ばしたり自信につながるように励まされ、応援され、力づけられる興正学園でなくてははいけません。

それなのに、興正学園の生活の中でこんなことで困ったり悩んだりしていませんか？

ゆっくり自由に遊ぶ時間をもてない。

自分のことなのに相談なく勝手に決められる。

先生が遊んでくれない。

学校に必要な物をそろえてもらえない。

友だちと自由に遊べない。

勉強を教えてもらえない。

安心して生きる権利

みなひとりひとりが命をもったかけがえのない人間で、大切な存在です。そして、幸せに生きる権利があります。興正学園は、安心して助けてと言いうことができ、守ってもらえる場所ではなくてはいけません。それなのに、興正学園の生活の中でこんなことで困ったり悩んだりしていませんか？

病気や怪我をしても、誰も病院につれていってくれない。

自分が大人になるために、必要なことを教えてもらえない。

悩んだり困っているのに誰も助けてくれない。

人と違うところがあるとバカにされたり、仲間はずれにされる。

自分のおやつやゲームがなくなっても、誰も探してくれない。



みなさんが持っている「権利」のことがわかりましたか？毎日興正学園で楽しく、幸せに生活していくためには、この「権利」が大切に守られなければなりません。そして一緒に暮らすお互いの「権利」を傷つけないようにしていくこともとても大切です。

お互いの「権利」を認めあい、助け合って楽しい生活を送りましょう。そして、どうしても我慢できないことや、やめてほしいことがあるときには、権利擁護委員会に話しましょう。

またお父さんお母さんからの施設への不満や意見にもお答えします。要望などがございましたら、施設長へお電話を頂くか、権利擁護委員会にお手紙でご相談下さい。



けんりょうごいいんかい 権利擁護委員会

れんらくさき 連絡先

ひでしま **☆秀島ゆかり** べんごし **☆弁護士**

○手紙の送り先:

〒060-0042

札幌市中央区大通西14丁目1-13

北日本南大通ビル906

秀島法律事務所

まんじ かなえ **☆万字香苗** べんごし **☆弁護士**

○手紙の送り先:

〒060-0061

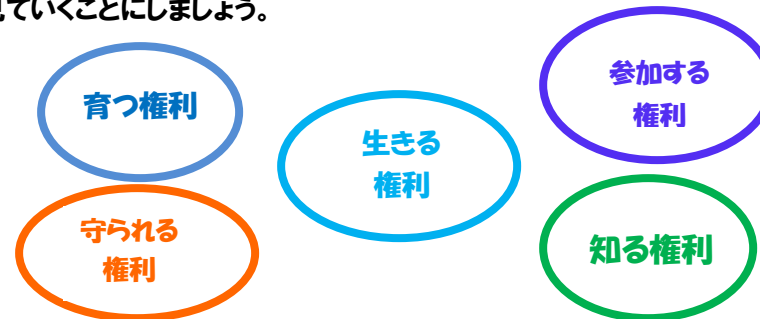
札幌市中央区南1条西11丁目

王子不動産札幌ビル4F

浅野元広法律事務所

人は皆かけがえない命を持っています。そして幸せに生きることができます。そして自由に生きて、幸せに暮らすためには、ひとりひとりが大切にされ、守られなければなりません。そのために皆さんは、とても大切な「権利」というものを持っています。

「権利」は男の人も女の人も、子どもも大人にも同じように持っています。もちろん皆さんも色々な「権利」を持っていて、興正学園の先生やまわりの大人の人たちは、みんなの「権利」を守る義務と責任があります。興正学園で生活する中で、みんなは大きく分けると下の5つの「権利」を持っています。それぞれがどんなものなのか、これから順番に見ていくことにしましょう。



ところで、みんなが興正学園で生活する中で「困ったなあ」と思うことや「いやだなあ」と思うこと、「こうして欲しい」と思うことはありませんか？もしかすると大切な「権利」が侵害されているかもしれません。そんな悩みを聞いてくれるのが権利擁護委員会です。権利擁護委員会は、みんなが楽しく幸せに暮らせるように大切な「権利」を守るためにつくられた委員会です。ここではみんなの意見をきちんと聞いて、もっと住み良い毎日になるように弁護士さんや大学の先生、学園の先生が親切に相談に乗ってくれます。自分の「権利」をきちんと知って、悩んだり困ったことがあったらいつでも相談しましょう。